令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金実施要領

第１　趣旨

愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業の補助金の交付については、令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金交付要綱（令和８年10月22日付け８水産第1075号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第２　優先順位

採択要件を満たした漁業者のうち、次の審査基準の上位に該当する者又は該当する者を含む法人を優先的に支援するものとする。

（１）次世代型自動給餌機の導入実績が低い漁業協同組合又は支所の所属漁業者

（２）青年漁業者

（３）県の認定制度による認定漁業士

（４）魚類養殖の経験年数（年数が短いほど優先順位　高）

第３　事業の執行

本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としており、補助事業者は令和９年２月26日までに、次世代型自動給餌機の納入業者への支払いを完了しておかなければならない。

附　則

（施行期日）

この要領は、令和８年10月22日から施行する。